

第254回 役員会（臨時）議事要旨

日時 令和3年8月4日（水）9：27～9：31

場所 Web会議

議題1. 新型コロナウイルスワクチンの職域接種に関する手当の取扱い及びアルバイト職員の雇用に関する取扱いの制定について（第128回（臨時）経営協議会 資料1）

その他

[出席委員] 7名

佐野学長

(理事) 馬場、越塩、岩井、武隈、石窪、萩元

[欠席委員] 0名

(理事)

[オブザーバー]

(監事) 日高

(事務局長) 田頭

議題1. 新型コロナウイルスワクチンの職域接種に関する手当の取扱い及びアルバイト職員の雇用に関する取扱いの制定について（第128回（臨時）経営協議会 資料1）

学長から、新型コロナウイルスワクチンの職域接種に関する手当の取扱い及びアルバイト職員の雇用に関する取扱いの制定について諮られ、越塩理事から、6月24日から本学で実施している新型コロナウイルスワクチン職域接種の業務を行う医師、歯科医師及び看護師等の医療従事者に手当を支給するため手当の取扱いを制定すること、また、アルバイト職員に給与を支給するため雇用に関する取扱いを制定すること、適用日は6月24日として遡及して支払うこと、8月の給与から支給するために、臨時の経営協議会（書面会議）を7月27日から8月2日まで開催し全員に了承されたこと等資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

なお、医療従事者の手当は、鹿児島県の新型コロナワクチン大規模接種で支給される単価と同額であること、本手当等は、国から支給される費用を原資として支給する予定であること等併せて説明があった。

その他

なし

次回（定例）の開催は、令和3年9月22日（水）経営協議会終了後からとなった。